

令和6年度香川地方最低賃金審議会
第2回香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和6年9月27日(金)

高松サポート合同庁舎

北館702会議室

出席者 公益側 籠池、春日川、高塚
 労働者側 佐山、中村、橋本
 使用者側 川西、村上

議 題 1 参考人意見聴取について
 2 最低賃金に関する基礎調査結果について
 3 香川県特定(機械)最低賃金額改正の審議について
 4 その他

○賃金室長

それでは定刻より少し早いのですが、委員の皆様が着席していただいておりますので、ただ今から「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の第2回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、近澤委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります8名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

机上にあります資料についてご説明いたします。

まず、最低賃金に関する基礎調査結果です。

また、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2024（令和6）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「業務改善助成金」のご案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業、病院等、建設業）のご案内を配付しておりますので、ご参考にしてください。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

それでは、会議次第に沿って議事進行したいと思います。

まず、議題（1）の「参考人意見聴取について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい、説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先般の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の8-1、8-2として配付させていただき、本日持参いただいているものと思います。よろしくお願いいたします。

○籠池部会長

それでは、委員の皆様はすでに目を通していただいていることとは存じますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足をしていただけたらと思います。

まず、労働者側からお願いいたします。

○佐山委員

それでは私、佐山より資料 8-1 について、補足というか、ご説明させていただければと思います。

ページで言うと 21 ページになります。基本的な最低賃金の考え方というところは従来よりほぼ変わっておらず、未組織労働者も含めた賃金水準の下支えを図って、地域のセーフティネットの構築を目指して取り組むものとしておりますというところで、あとは、ものづくり産業の基盤を支える優秀な人材を確保し、高い技術・技能の伝承を着実に図るためにという、その目的の下ご要望させていただいております。

2 ポツのところは J A M、その下に書いてあるんですけども、金属とか機械を中心とする産業別労働組合というところで、組合員数約 39 万人ぐらいという団体なんですけども、その令和 6 年度の賃金の妥結状況を参考資料として載せさせていただいております。基本的に J A M というのは大企業よりも中小の企業のほうが多いというところで、このようなデータになっております。

ページをめくらせていただいて、22 ページの 3 ポツで、タダノとジェイテクト香川支部の個々の賃上げの状況でしたり、賃金水準の状況を載せさせていただいております。①からは、今、特定最低賃金が 1,040 円というところで、それを法定労働時間と香川県の製造業の所定内労働時間、これは厚生労働省のデータから持ってきている時間となるんですけども、それを掛けると、1 月当たり約 18 万円と 175,000 円ぐらいの給料になりますねということになっております。これが一応最低限というところですよ。

②からは、組織労働者の平均基礎賃金というのは、先ほど計算に出させていただいた18万円台と約17万円を、一番最初は、ジェイテクトとタダノは単純平均からいうと50%強ぐらいですねというところで、あとは、令和5年の香川県の製造業の平均所定内給与が274,900円というデータが、賃金構造基本統計調査からこの数字は持ってこさせていただいたんですけども、割合的には65%だったり63%ぐらいの水準ですねというところで、1つの参考資料というところで載せさせていただきます。

その次、香川県の製造業の高卒の平均所得の給料というところで184,800円というのがある、これを県内の所定労働時間で割ると大体1,093円ぐらいですねということです。

その次は、192,250円というのはタダノとジェイテクトの単純平均で持ってこさせてもらっています。これを法定労働時間と県内の所定労働時間で割ると、1,106円と1,138円というふうな計算式になっております。

次、ページで言うと23ページになるんですけども、JCMが目指すべき水準というので、これを基本的に我々は目指して、ここ数年話をさせていただいているんですけども、JCMというのは金属産業、電機とかいろいろ、JAM以外の産別とも構成されている組織なんですけれども、そこが目指すべき水準というのを193,000円というふうに、ここ数年掲げております。その193,000円という目指すべき水準というところに、同様に法定労働時間と県内の所定労働時間で割ると、時間給で言うと1,110円だったり1,142円というふうな計算が出てきますということです。

4ポツは船舶と、我々一般機械の特定最低賃金の推移を載せさせていただきます。

総括では、基本的には、香川県では今回最低賃金の水準においては、現行の918円から52円上げた970円というところで提案をしております。あとは、製造業の平均の賃上げだったり、パーセンテ

ージ、JAMの状況をそこに載せさせていただいていますが、②の下の方で、香川県の製造業の所定内時間換算で53円、1,093円と現行の1,040円でいくと、その開きがありますというところで、やはりその格差の解消ということで対応していただければと思っております。

あくまでも、厚生労働省の数字というのは、これらの資料を作らせていただいた時には令和5年度の数字が載ってましたので、約1年少し前の話にはなるんですけども、一応、資料を作らせていただいた時の最新のデータを基に、このような資料を作らせていただいております。

基本的に、やはり多くの産業に関連して、日本の製造業の基盤を支えて、産業の発展に大きな役割を果たしておりますので、やはりこの産業の技術をできるだけ伝承していくか、より発展させていくかというのを念頭に入れて、最低賃金の金額等々話をさせていただければと思っております。

簡単ではございますが、以上になります。

○籠池部会長

ありがとうございました。他の委員の方々、補足は大丈夫ですか。

はい。それでは続きまして、使用者側、お願いいたします。

○村上委員

それでは、使用者側からご説明させていただきます。

資料はNo.8-2、ページでいきますと27ページ、これを参照してください。長々と書いておりますけれども、全部読むとちょっと時間的なものもありますので、特に我々が訴えたいものは3番目の「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を取り巻く環境」、ここを重点にお話しさせていただきます。

特に、はん用機械器具等の業界におきましては、昨年につき、非

常に各種原材料の高騰、また半導体、電気部品の入手困難がまだ続いているとともに、さらなる燃料価格の上昇に拍車がかかり、我々中小企業、小規模の経営環境は非常に厳しい状況になっております。どこで改善が見られるかということの目標値もまだまだ見えない状況です。

しかしながら、これとは逆に最低賃金の引上げ水準は、政府の意向がある中で、52円という、毎年、我々の考えを超えた金額が結審されております。これはあくまでも大手企業における景気状況の伸びの結果だと思えます。この辺りの大幅引上げにより、全国の中小企業、小規模事業者の経営環境が芳しくないのは間違いありません。間違いなく業務停止、廃業、また、私の知っている限りでも2、3社廃業というのが今の現実のところになっております。

次に、4番目の「賃金に対する考え方」として、成長と分配の好循環により、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことが大切であり、そのために業績が好調な企業が賃上げを行うことは、我々も当然それは正しいことではないかなと思っております。

しかしながら、生産性や業績の向上に基づかないまま大幅な最低賃金の引上げを行えば、ただでさえ我々の本当に経営環境の厳しい中小企業、小規模事業者においては、人件費増による経営への影響は本当に計り知れない大きな、特に労務費が一番大きい課題になってきますので、我々に影響を及ぼし、働く人の安心が確保できなくなるんじゃないかなと考えております。企業としては人手不足の対応が必要とはいえ、大幅な最低賃金の引上げは、川下の分野で最低賃金に左右される我々中小・零細企業の経営を本当に大きく圧迫させるものになってきます。毎年毎年これが大きくなってきておりますので、我々もいつ何どきどういう状況に置かれるか分かりません。

5番目の「むすび」として、持続可能で活力ある経済社会を築くためには、この最低賃金等の改正は非常に必要であり、しかしながら、様々なコスト上昇、不十分な価格転嫁、また、世界経済の減速

という見えづらい環境の中で、我々は最大限の努力は惜しまずにやっております。また、ここ数年の最低賃金の大幅アップについては疑問が残りますが、この時を乗り切る方法だとして、何とかこの苦境を乗り切っていないと、我々の事業経営は成り立たないということを考えております。従業員の方々の生活を守り、我々の事業も続けてまいりますので、経営実態とかけ離れた大幅な引上げにならないように、慎重な審議は是非望むところでございますので、その辺りの配慮をよろしくお願いいたします。

以上です。

○籠池部会長

ありがとうございました。他の委員の方、大丈夫でしょうか。

○川西委員

特にございません。

○籠池部会長

はい。ただ今、労側、使側双方よりご意見、ご発言がございました。ただ今のご意見、ご発言に関しまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

よろしいですかね。それぞれのお立場からの貴重な意見を承りました。この後の金額審議に当たりまして、双方とも十分にご斟酌いただきますようお願い申し上げます。

それでは、次に、議題（２）の「最低賃金に関する基礎調査結果について」に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、本日お配りしております資料をご覧ください。

今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業における結果でございます。

まず、1ページの「1 最低賃金に関する基礎調査結果概要」です。この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年6月分の賃金について調査を実施しております。

民営事業所が対象でございます。製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。

この中から一定の方法で抽出いたしました1,874事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました984事業所、10,002人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業につきましては、130事業所、2,025人の結果に基づいて集計し、母集団に復元したものでございます。

次に、5ページからの総括表（1）をご覧ください。

これは、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。

総括表（1）は、賃金の階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。

続いて、11ページからの賃金分布表（4）をご覧ください。

これは、適用除外者を含めたすべての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

5ページからの総括表（1）、基幹的労働者について集計した表

をご覧ください。

左側の「時間当たり所定内賃金額」の欄の1,040円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。

現在の最賃額が1,040円ですので、1,040円を下回っている労働者の割合については、1,040円の1円下、1,039円の欄の右側、下段の累積構成比に3.2%とあり、1,040円を下回っている労働者が3.2%いるということです。この3.2%が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを10円引き上げて1,050円とすると、1,049円の欄の右側下段の累積構成比に5.3%とあり、1,050円に引き上げると5.3%の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数223人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが3ページの未満率・影響率表になります。

最後に、総括表(1)の最終ページ、9ページをご覧ください。一番下の行の左端に、第1・20分位数、第1・10分位数等とありますが、第1・20分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに20等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり5%のところの賃金額を示しています。ここでいうと1,040円となります。

以上でございます。

○籠池部会長

ただ今の事務局からのご説明内容について、ご意見、ご質問等がございますか。

大丈夫ですかね。

はい。そうしましたら、議題（３）の「香川県特定（機械）最低賃金額改正の審議について」に移らさせていただきます。

労使双方の意見、基礎調査結果及び各種資料等を参考とされまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思います。

なお、金額審議に当たりまして、公益側といたしまして労使双方の委員の皆様には是非ともお願いしたい事項がございます。特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより設定されることが求められているということでございます。

言うまでもありませんが、労使のイニシアティブにより設定されるということは、労使が歩み寄り、双方納得の上で金額を決定されるということでもあります。

また、本審におきましては、最低賃金審議会令第６条第５項適用の承認決議をいただいております。これは全会一致で答申することを前提にしているということでもあります。

以上の点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後、各側より金額提示をお願いいたしますが、これまでの慣例によりまして、労・使の順によりまして、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○籠池部会長

ありがとうございます。それでは労・使の順で、金額の提示を受けることとさせていただきます。

なお、金額提示に当たりましては、その根拠についての考え方を述べていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

各側の控室等につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの702会議室、労働者代表委員控室は2階の第1会議室、使用者代表委員控室は2階の第3会議室を用意しております。

労側委員におかれまして、公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○中村委員

大丈夫です。

○籠池部会長

それでは、この後、公労会議を始めさせていただきますので、使用者側委員は控室にお移りいただければと存じます。

事務局、ご案内をお願いします。

(公労委員、公使委員で行う金額審議について非公開)

(全体会議)

○籠池部会長

それでは、全体会議を再開したいと思います。

本日、各側より2回の金額のご提示をいただきました。最終の提示いただいた金額の確認をしたいと思いますと思いますが、労側からはプラス66円の最終ご提示をいただきました。使側からはプラス40円の最終のご提示をいただきました。

なお双方の提示金額には隔たりがあります。つきましては、さらなる金額のご検討を次回までをお願いしたいと考えております。

本日は以上で終了と考えておりますが、よろしいですかね。

○各委員

はい。

○籠池部会長

はい、そうしましたら、次回は10月7日月曜日の13時30分から第1会議室での開催となります。

是非、全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側ともそれまでにご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上を持ちまして、第2回専門部会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

――了――